

佐賀県地域防災計画（「第4編 原子力災害対策」）の修正案 新旧対照表

頁	現行	修正案	備考																		
	<b>第1章 総則</b> <b>第2節 計画の性格</b>	<b>第1章 総則</b> <b>第2節 計画の性格</b>																			
1	1 佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和4年7月6日改正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。	1 佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画 この計画は、佐賀県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原災法第6条の2第1項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和5年1月1日改正）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と整合性を図りながら、緊密に連携を図った上で作成したものである。	九州電力佐賀支店・九州電力送配電佐賀支社等からの意見に基づく修正																		
	<b>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</b>	<b>第4節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲及び当該地域における防護措置の概要</b>																			
3	1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要 （略） 3 緊急事態区分の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事象等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> （新設） なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。 （略）	区分	対象事象等	概要	警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	（略）	（略）	（略）	1 予防的防護措置を準備する区域（Precautionary Action Zone。以下、「PAZ」という。）及びPAZにおける防護措置の概要 （略） 緊急事態区分の概要 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象事象等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態</td> <td>警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階</td> <td>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者 <u>（※）</u> の避難等の <u>予防的</u> 防護措置の準備を開始する必要がある段階</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> ※ 「施設敷地緊急事態要避難者」とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。 イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者 ハ 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者 なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によってPAZ外においても段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。 （略）	区分	対象事象等	概要	警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者 <u>（※）</u> の避難等の <u>予防的</u> 防護措置の準備を開始する必要がある段階	（略）	（略）	（略）	原子力災害対策指針との整合に伴う追記  原子力災害対策指針との整合に伴う追記
区分	対象事象等	概要																			
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階																			
（略）	（略）	（略）																			
区分	対象事象等	概要																			
警戒事態	警戒事象（特定事象に至る可能性がある事故・故障等又はこれに準ずる事故・故障等）が発生した段階	その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者 <u>（※）</u> の避難等の <u>予防的</u> 防護措置の準備を開始する必要がある段階																			
（略）	（略）	（略）																			
	<b>第6節 組織体制等の整備</b> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部（局）関係所属、関係各課）	<b>第6節 組織体制等の整備</b> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官）、玄海町、関係周辺市、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部（局）関係所属、関係各課）																			

頁	現行	修正案	備考
16	<p>1 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 警戒態勢を取るために必要な体制</p> <p>県、玄海町及び関係周辺市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態の通報を受けた場合又は県災害警戒本部等を設置した場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県及び原子力事業者は、警戒事態の通報を受けた場合又は県が災害警戒本部を設置した場合に、直ちに原子力防災専門官、関係周辺県、玄海町及び関係周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 警戒態勢を取るために必要な体制等の整備</p> <p>(1) 警戒態勢を取るために必要な体制</p> <p>県、玄海町及び関係周辺市は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合、警戒事態の通報を受けた場合又は県災害警戒<b>対策</b>本部等を設置した場合に、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡を行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>県及び原子力事業者は、警戒事態の通報を受けた場合又は県が災害警戒<b>対策</b>本部を設置した場合に、直ちに原子力防災専門官、関係周辺県、玄海町及び関係周辺市と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備しておくものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p>
	<p><b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b></p> <p>国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）</p>	<p><b>第7節 緊急時モニタリング体制の整備</b></p> <p>国（原子力規制委員会、その他関係省庁）、玄海町、関係周辺市、その他市町、指定公共機関、原子力事業者、その他モニタリング関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、環境センター、医務課、健康福祉政策課、関係各課）</p>	
19	<p>9 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援のもと、健康調査・健康相談を適切に行う観点から緊急時に公衆の被ばく線量の評価・推定を迅速に行えるよう、<u>甲状腺モニター等の配備・維持管理</u>、測定・評価要員の確保、測定場所の選定、<u>測定場所までの被検査者の移動手段の確保等</u>、公衆の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</p>	<p>9 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備</p> <p>県は、国の支援や<u>原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て</u>、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に<u>甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（NaI（T1）サーベイメータ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備</u>、測定・評価要員の確保、<u>避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。</u></p>	<p>国基本計画の修正に伴う追記</p>
	<p><b>第8節 広域防災体制の整備</b></p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、防災航空センター）</p>	<p><b>第8節 広域防災体制の整備</b></p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、警察庁、消防庁、自衛隊、原子力防災専門官）、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、関係道府県、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害医療関係機関等、その他防災関係機関</p> <p>県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、防災航空センター）</p>	
20	<p>6 専門家の派遣要請手続の整備</p> <p>県、玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生を通報を受けた場合又は災害警戒本部等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>6 専門家の派遣要請手続の整備</p> <p>県、玄海町及び関係周辺市は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生を通報を受けた場合又は災害警戒<b>対策</b>本部等を設置した場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門家及び専門的知識を有する職員の派遣要請を行う手続きを、あらかじめ定めておくものとする。</p>	<p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
21	8 ヘリコプターによる救助体制の整備 県は、原子力災害時に、ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できるよう、航空消防防災体制の強化に努める。	8 ヘリコプターによる救助体制の整備 県は、原子力災害時に、 <u>事態の進展状況に応じて</u> ヘリコプターによる広域的かつ機動的な救助や、災害応急対策のための人員・物資の搬送が実施できるよう、航空消防防災体制の強化に努める。	防災航空センターからの意見に基づく追記
	<b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b> 玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	<b>第10節 緊急輸送活動体制の整備</b> 玄海町、関係周辺市、消防機関、日本赤十字社佐賀県支部、原子力事業者、原子力災害医療関係機関 県（医務課）	
25	2 原子力災害医療対応マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な原子力災害医療活動の手順を規定した「原子力災害医療対応マニュアル（令和4年8月策定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のあるマニュアルとなるよう努めるものとする。	2 原子力災害医療対応マニュアルの普及・活用 県は、この計画に基づく詳細な原子力災害医療活動の手順を規定した「原子力災害医療対応マニュアル（令和5年3月改定）」を関係者に普及し、迅速かつ的確な医療活動に役立てる。 県は、原子力災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう関係諸機関との整合性のあるマニュアルとなるよう努めるものとする。	時点修正
28	<b>第14節 緊急輸送活動体制の整備</b> 国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者、県警察 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、産業政策課、港湾課、農山漁村課、空港課、道路課、総務事務センター、関係各課）	<b>第14節 緊急輸送活動体制の整備</b> 国、玄海町、関係周辺市及びその他市町の道路管理者、県警察 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、産業政策課、港湾課、農山村課、空港課、道路課、総務事務センター、関係各課）	組織改正に伴う修正
	<b>第20節 原子力発電所等上空の飛行規制</b> 国（国土交通省）	<b>第20節 原子力発電所等上空の飛行規制</b> 国（国土交通省）	
33	国（国土交通省）は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置を行う。	国（国土交通省）は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置を行う。 <u>また、県は、原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置に関して、必要に応じ、国に対し調整等を行う。</u>	防災航空センターからの意見に基づく追記
	<b>第3章 災害応急対策</b> <b>第2節 通報連絡、情報収集活動</b> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部（局）等連絡員所属部署、関係各課）	<b>第3章 災害応急対策</b> <b>第2節 通報連絡、情報収集活動</b> 国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、気象台、海上保安部、自衛隊等）、県警察、玄海町、関係周辺市、その他市町、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、各部（局）等連絡員所属部署、関係各課）	
	(次項)	(次項)	



頁	現行	修正案	備考
37	<p style="text-align: center;">【警戒事態発生時の情報伝達経路】</p> <p>原子力事業者</p> <p>内閣官房</p> <p>経済産業省資源エネルギー</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定地方行政機</p> <p>指定公共機関</p> <p>原子力規制委員会・内閣府 (原子力事故合同警戒本部)</p> <p>原子力防災専門官 原子力運転検査官</p> <p>佐賀県 災害警戒本部・緊急モックアップ本部</p> <p>各 部 等 連絡員所属部署</p> <p>佐賀県警察本部</p> <p>唐津警察署 伊万里警察署</p> <p>玄海町・関係周辺市</p> <p>その 他 市 町</p> <p>唐津市消防本部 伊万里・有田消防本部</p> <p>西 部 分 署</p> <p>唐津海上保安部</p> <p>佐賀地方气象台</p> <p>※ 自 衛 隊</p> <p>※自衛隊 陸上自衛隊：西部方面混成団 海上自衛隊：佐世保地方総監部 航空自衛隊：西部航空方面隊</p> <p>関係周辺市：唐津市、伊万里市 その他市町：玄海町、唐津市、伊万里市以外の市町</p>	<p style="text-align: center;">【警戒事態発生時の情報伝達経路】</p> <p>原子力事業者</p> <p>内閣官房</p> <p>経済産業省資源エネルギー</p> <p>指定行政機関</p> <p>指定地方行政機</p> <p>指定公共機関</p> <p>原子力規制委員会・内閣府 (原子力事故合同警戒本部)</p> <p>原子力防災専門官 原子力運転検査官</p> <p>佐賀県 災害警戒<b>対策</b>本部・ 緊急モックアップ本部</p> <p>各 部 等 連絡員所属部署</p> <p>佐賀県警察本部</p> <p>唐津警察署 伊万里警察署</p> <p>玄海町・関係周辺市</p> <p>その 他 市 町</p> <p>唐津市消防本部 伊万里・有田消防本部</p> <p>西 部 分 署</p> <p>唐津海上保安部</p> <p>佐賀地方气象台</p> <p>※ 自 衛 隊</p> <p>※自衛隊 陸上自衛隊：西部方面混成団 海上自衛隊：佐世保地方総監部 航空自衛隊：西部航空方面隊</p> <p>関係周辺市：唐津市、伊万里市 その他市町：玄海町、唐津市、伊万里市以外の市町</p>	<p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
42	<p>2 全面緊急事態の連絡等 (略)</p> <p>(3) 一般回線が使用できない場合の対処 国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T、<u>N-A L E R T</u>等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。 (略)</p>	<p>2 全面緊急事態の連絡等 (略)</p> <p>(3) 一般回線が使用できない場合の対処 国の原子力災害対策本部は、県、玄海町及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、インターネットメール、J-A L E R T等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達する。 (略)</p>	使用停止システムの削除
	<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部（局）等連絡員所属部署、関係各課）</p>	<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>国（原子力規制委員会、内閣府、原子力防災専門官、自衛隊等） 県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部（局）等連絡員所属部署、関係各課）</p>	
44	<p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒本部</p> <p>(ア) 災害警戒本部の設置 県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして副知事（防災監）が必要と認めた場合、副知事（防災監）を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。 なお、副知事（防災監）が不在の場合は、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>(イ) オフサイトセンターの設営準備 県は、災害警戒本部を設置した場合は、必要に応じて原子力防災専門官が行うオフサイトセンターの設営に協力する。</p> <p>(ウ) 現地事故対策連絡会議への職員派遣 県は、国から現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、県に職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。 県は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の対応状況を災害警戒本部に報告するなど、国及び玄海町、関係周辺市等との連絡・調整、情報の共有化を図る。</p> <p>(エ) 災害警戒本部の廃止 災害警戒本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。 a 国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 b 災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p>1 活動体制の確立</p> <p>(1) 県の活動体制</p> <p>ア 災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部</p> <p>(ア) 災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部の設置 県は、警戒事態発生の通報を受けた場合、又は放射性物質の放出による影響が周辺環境に及ぶ若しくはそのおそれがあるとして副知事（防災監）が必要と認めた場合、副知事（防災監）を本部長とする災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、玄海町、関係周辺市及び原子力事業者等防災関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。 なお、副知事（防災監）が不在の場合は、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>(イ) オフサイトセンターの設営準備 県は、災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部を設置した場合は、必要に応じて原子力防災専門官が行うオフサイトセンターの設営に協力する。</p> <p>(ウ) 現地事故対策連絡会議への職員派遣 県は、国から現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターで開催するとして、県に職員の派遣要請があった場合は、速やかに職員を派遣する。 県は、現地事故対策連絡会議に派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するとともに、派遣職員は、国等の対応状況を災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部に報告するなど、国及び玄海町、関係周辺市等との連絡・調整、情報の共有化を図る。</p> <p>(エ) 災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部の廃止 災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。 a 国の指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒<span style="color: red;">対策</span>本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策の必要がなくなったと認めたとき。 b 災害対策本部が設置されたとき。</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考																																												
45	<p>(オ) 災害警戒本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(災害警戒本部の組織)</p> <p>(災害警戒本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">政策部</td> <td>政策チーム</td> <td>○ 政策部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td>○ 県民からの問い合わせに関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危機管理・報道局</td> <td>危機管理防災課</td> <td>○ 県災害警戒本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道課</td> <td>○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育庁</td> <td>教育総務課</td> <td>○ 教育庁内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	政策部	政策チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること	広報広聴課	○ 県民からの問い合わせに関すること	危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	(略)	(略)	(略)	教育庁	教育総務課	○ 教育庁内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること	(略)	(略)	(略)	<p>(オ) 災害警戒対策本部の組織、配備体制、所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>(災害警戒対策本部の組織)</p> <p>(災害警戒対策本部の配備体制、所掌事務)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部(局)名</th> <th>課(室)名</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">政策部</td> <td>政策チーム</td> <td>○ 政策部内の連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>広報広聴課</td> <td>○ 県民からの問い合わせに関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">危機管理・報道局</td> <td>危機管理防災課</td> <td>○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒対策体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること</td> </tr> <tr> <td>報道課</td> <td>○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育総務課</td> <td>○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部(局)名	課(室)名	所掌事務	政策部	政策チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること	広報広聴課	○ 県民からの問い合わせに関すること	危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒対策体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	(略)	(略)	(略)	教育委員会事務局	教育総務課	○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること	(略)	(略)	(略)	<p>体制変更に伴う修正 体制変更に伴う修正</p>
部(局)名	課(室)名	所掌事務																																													
政策部	政策チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること																																													
	広報広聴課	○ 県民からの問い合わせに関すること																																													
危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること																																													
	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
教育庁	教育総務課	○ 教育庁内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
部(局)名	課(室)名	所掌事務																																													
政策部	政策チーム	○ 政策部内の連絡調整に関すること																																													
	広報広聴課	○ 県民からの問い合わせに関すること																																													
危機管理・報道局	危機管理防災課	○ 県災害警戒対策本部の設置、運営に関すること ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関すること ○ 国、原子力防災専門官、避難計画策定市町及びその他防災関係機関との連絡調整に関すること ○ 災害警戒対策体制の総合調整に関すること ○ オフサイトセンターの設営準備に関すること																																													
	報道課	○ 報道機関との連絡及び相互協力に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
教育委員会事務局	教育総務課	○ 教育委員会事務局内の連絡調整に関すること ○ 教育関連施設の状況把握に関すること																																													
(略)	(略)	(略)																																													
46	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域交流対策部 ●地域交流部副部長</td> <td>(略) ◇港湾課長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	(略)	(略)	(略)	(略)	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	(略) ◇港湾課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策部 対策部長</th> <th>対策部長の 担当事務</th> <th>左の主な内容</th> <th>関係(対応)課等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地域交流対策部 ●地域交流部副部長</td> <td>(略) ◇港湾課長</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	(略)	(略)	(略)	(略)	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	(略) ◇港湾課長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>体制変更に伴う修正</p>												
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
地域交流対策部 ●地域交流部副部長	(略) ◇港湾課長	(略)	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
地域交流対策部 ●地域交流部副部長	(略) ◇港湾課長	(略)	(略)																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
53	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域交流対策部 ●地域交流部副部長</td> <td>港湾・漁港対策 ◇港湾課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul> </td> <td>農山漁村課 港湾課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul>	農山漁村課 港湾課	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地域交流対策部 ●地域交流部副部長</td> <td>港湾・漁港対策 ◇港湾課長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul> </td> <td>農山村課 港湾課 水産課</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul>	農山村課 港湾課 水産課	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>組織改正に伴う修正 組織改正に伴う修正・追記</p>																												
地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul>	農山漁村課 港湾課																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												
地域交流対策部 ●地域交流部副部長	港湾・漁港対策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾（漁港含む。）施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> </ul>	農山村課 港湾課 水産課																																												
(略)	(略)	(略)	(略)																																												



頁	現行				修正案				備考
54	県民環境対策部 ●県民環境部長	(略)	(略)	(略)	県民環境対策部 ●県民環境部長	(略)	(略)	(略)	組織改正に伴う修正
	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施計画に関すること</li> <li>緊急時モニタリングの実施に関すること</li> <li>緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること</li> <li>モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること</li> </ul>	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣	緊急モニタリング本部 ◇環境センター所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施計画に関すること</li> <li>緊急時モニタリングの実施に関すること</li> <li>緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること</li> <li>モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること</li> </ul>	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要員は県民環境部各課、各保健福祉事務所及び衛生薬業センターから派遣			
	放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること</li> <li>放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること</li> <li>稲わら・飼料の流通に関すること</li> <li>森林の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>汚染された上下水道汚泥の対策に関すること</li> <li>農地の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>その他の放射性物質による汚染対策に関すること</li> </ul>	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山漁村課 農地整備課 森林整備課 ほか	放射性物質等による汚染対策 ◇県民環境部副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること</li> <li>放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること</li> <li>稲わら・飼料の流通に関すること</li> <li>森林の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>汚染された上下水道汚泥の対策に関すること</li> <li>農地の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>その他の放射性物質による汚染対策に関すること</li> </ul>	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課 森林整備課 ほか			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
55	健康福祉対策部 ●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	(略)	(略)	(略)	健康福祉対策部 ●健康福祉部長 (正) ●男女参画・こども局長 (副)	(略)	(略)	(略)	国基本計画修正に伴う追記
	保健医療活動の総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関すること</li> <li>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること</li> <li>被ばく医療に関すること</li> <li>入院患者の避難に関すること</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること</li> </ul>	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課	保健医療福祉活動の総合調整 ◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関すること</li> <li>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関すること</li> <li>被ばく医療に関すること</li> <li>入院患者の避難に関すること</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関すること</li> </ul>	健康福祉政策課 医務課 国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 こども家庭課			

頁	現行				修正案				備考
59			・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること				・住民の健康管理に関すること ・被ばくに係る長期の健康調査・管理に関すること ・安定ヨウ素剤の服用に関すること		組織改正に伴う修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	農林水産対策部 ●農林水産部長	(略)	(略)	(略)	農林水産対策部 ●農林水産部長	(略)	(略)	(略)	
		農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農地整備課 農山漁村課		農地、農業用施設対策 ◇農林水産部副部長	・農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関すること	農地整備課 農山村課	
60	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	役職変更に伴う修正
	文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	法務私学課 教育総務課  (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課	文教対策部 ●教育長	文教対策全般の総括 ◇教育危機管理・広報総括監	・対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること ・学校の生徒等の避難の総合調整に関すること ・学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関すること ・学校に避難所を開設することの協力・調整に関すること	法務私学課 教育総務課  (避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
61	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	体制変更に伴う修正
		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	・対策部内の応援に関すること ※教育の各課は、文教対策部内での応援を基本	教育総務課		対策部内の支援(その他の課等) ◇教育総務課長	・対策部内の応援に関すること ※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本	教育総務課	
64	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	体制変更に伴う修正
	(2) 玄海町及び関係周辺市の活動体制 ア 災害警戒本部 玄海町及び関係周辺市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県が災害警戒本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。 (略)	(2) 玄海町及び関係周辺市の活動体制 ア 災害警戒対策本部 玄海町及び関係周辺市は、警戒事態発生の通報を受けた場合、県が災害警戒対策本部を設置した場合又は市町長が必要と認めた場合は、警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県、原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図りつつ、警戒態勢をとるものとする。 (略)							
第4節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保		国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県(危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課)		第4節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保		国、県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関 県(危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、関係各課)			



頁	現行	修正案	備考				
66	<p>1 被ばく管理のための連携確保 (略) また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の<b>防災業務従事者</b>相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1 被ばく管理のための連携確保 (略) また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の<b>緊急事態応急対策に従事する者</b>相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p>(略)</p>	原子力災害対策指針との整合に伴う修正				
76	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第7節 医療活動等</b></td> <td>国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）</td> </tr> </table>	<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"><b>第7節 医療活動等</b></td> <td>国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課、<b>防災航空センター</b>）</td> </tr> </table>	<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課、 <b>防災航空センター</b> ）	関係機関の追記
<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課）						
<b>第7節 医療活動等</b>	国（消防庁、自衛隊）、国立大学法人長崎大学、独立行政法人国立病院機構、玄海町、関係周辺市、その他市町、消防機関、原子力事業者、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、関係郡市医師会、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、健康福祉政策課、医務課、障害福祉課、 <b>防災航空センター</b> ）						
76	<p>1 組織等 (略)</p> <p>(2) 緊急医療本部の組織及び業務 (略) 緊急医療本部の業務は、被ばく医療、医療救護避難所の設置を含めた入院患者の避難、安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用、簡易除染を含めた避難退域時検査とする。</p> <p>ア 被ばく医療</p> <p>(ア) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニング<b>等</b>の結果、被ばく<b>又は放射性物質による汚染</b>が認められない傷病者又は患者に対して必要な医療を提供するとともに、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。</p> <p>なお、スクリーニング<b>等</b>の結果、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 組織等 (略)</p> <p>(2) 緊急医療本部の組織及び業務 (略) 緊急医療本部の業務は、被ばく医療、医療救護避難所の設置を含めた入院患者の避難、安定ヨウ素剤の服用、簡易除染を含めた避難退域時検査とする。</p> <p>ア 被ばく医療</p> <p>(ア) 原子力災害医療協力機関である医療機関は、スクリーニングの結果、被ばくが認められない<b>又は体表面の数値がO I L 4以下の傷病者又は患者及び除染の結果体表面の数値がO I L 4以下になった</b>傷病者又は患者に対して必要な医療を提供するとともに、県や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。</p> <p>なお、スクリーニングの結果、放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）<b>及び除染しても体表面の数値がO I L 4以下にならない被ばく傷病者等</b>に関しては、県へ搬送手段を要請し、原子力災害拠点病院へ搬送する。</p> <p>(略)</p>	原子力災害対策指針との整合に伴う削除 原子力災害対策指針との整合に伴う削除・追記				
79	<p>3 原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送 県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送 県は、医療機関や消防機関等から被ばく患者の原子力災害拠点病院及び高度被ばく医療支援センター等への搬送について要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、消防庁、自衛隊等に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。<b>必要に応じて県消防防災ヘリコプターにて搬送する。</b></p> <p>(略)</p>	搬送手段追加に伴う追記				

頁	現行	修正案	備考
	<p><b>第12節 緊急輸送活動</b></p> <p>国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係 周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路 課、総務事務センター、防災航空センター）</p>	<p><b>第12節 緊急輸送活動</b></p> <p>国（運輸支局、海上保安部、自衛隊）、県警察、玄海町、関係 周辺市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関 県（危機管理防災課、産業政策課、水産課、交通政策課、道路 課、総務事務センター、防災航空センター）</p>	
85	<p>1 緊急輸送活動 （略）</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 （略）</p> <p>イ 輸送手段の確保 （略）</p> <p>(ウ) 航空機（ヘリコプター）</p> <p>a 県有ヘリコプターの提供</p> <p>b 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請</p>	<p>1 緊急輸送活動 （略）</p> <p>(3) 緊急輸送体制の確立 （略）</p> <p>イ 輸送手段の確保 （略）</p> <p>(ウ) 航空機（ヘリコプター）</p> <p>a 県消防防災ヘリコプターの出動</p> <p>b 自衛隊に対して、災害派遣による応援を要請</p>	誤字修正、実態との整合に伴う修正
	<p><b>第15節 文教対策計画</b></p> <p>学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校 等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校 教育課、教育総務課、保健体育課）</p>	<p><b>第15節 文教対策計画</b></p> <p>学校等、玄海町、関係周辺市、その他市町、国立・私立の学校 等の設置者等 県（こども未来課、法務私学課、教育振興課、教職員課、学校 教育課、教育総務課、保健体育課）</p>	
91	<p>(略)</p> <p>3 応急教育の実施 （略）</p> <p>(4) 学用品の調達、給与 ア 教科書</p> <p>(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与である<u>と</u> <u>否と</u>を問わず、教科書名、被害冊数等を市町の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分 をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。 また、このことを文部科学省に対し、報告する。 （略）</p> <p>(空白)</p>	<p>(略)</p> <p>3 応急教育の実施 （略）</p> <p>(4) 学用品の調達、給与 ア 教科書</p> <p>(ア) 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与である<u>か</u> <u>否か</u>を問わず、教科書名、被害冊数等を市町の協力を得て学校ごとに調査し、県全体分 をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。 また、このことを文部科学省に対し、報告する。 （略）</p> <p>(空白)</p>	誤字修正
	<p><b>第17節 災害応急対策の実施 に係るタイムスケジ ュール</b></p> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その 他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等 連絡員所属部署、関係各課）</p>	<p><b>第17節 災害応急対策の実施 に係るタイムスケジ ュール</b></p> <p>県警察、玄海町、関係周辺市、消防機関、原子力事業者、その 他防災関係機関 県（危機管理防災課、原子力安全対策課、医務課、各部(局)等 連絡員所属部署、関係各課）</p>	

頁	現行	修正案	備考
94	<p>原子力災害対策に係る県災对本部の応急対策の着手時期</p> <div data-bbox="201 247 451 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>情報収集事態 段階</p> </div> <div data-bbox="468 247 1359 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【玄海町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制の確立</li> <li>・情報収集事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等）</li> </ul> </div> <div data-bbox="201 487 451 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>警戒事態 段階</p> </div> <div data-bbox="468 487 1359 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣</li> <li>・警戒事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・緊急モニタリング本部設置</li> <li>・平常時モニタリングの強化</li> <li>・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備</li> <li>・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置</li> </ul> </div> <div data-bbox="201 928 451 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設敷地緊急 事態段階</p> </div> <div data-bbox="468 928 1359 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</li> <li>・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・緊急時モニタリングの開始</li> <li>・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等</li> <li>・自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置</li> <li>・専門家の派遣要請</li> </ul> </div> <div data-bbox="201 1474 451 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階 (原災法 15 条通報後)</p> </div> <div data-bbox="468 1474 1359 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・防災資機材の調達</li> <li>・学校の避難準備</li> <li>・専門家の派遣要請</li> </ul> </div>	<p>原子力災害対策に係る県災对本部の応急対策の着手時期</p> <div data-bbox="1418 247 1668 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>情報収集事態 段階</p> </div> <div data-bbox="1685 247 2576 478" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【玄海町で震度 5 弱又は震度 5 強の地震が発生した事態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡体制の確立</li> <li>・情報収集事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・平常時モニタリングの継続（固定局稼働状況の確認等）</li> </ul> </div> <div data-bbox="1418 487 1668 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>警戒事態 段階</p> </div> <div data-bbox="1685 487 2576 919" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【体制構築や情報収集を行い、住民のための準備を開始する時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒<b>対策</b>本部の設置、現地事故対策連絡会議への職員派遣</li> <li>・警戒事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・警戒事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・緊急モニタリング本部設置</li> <li>・平常時モニタリングの強化</li> <li>・施設敷地緊急事態要避難者の避難準備</li> <li>・住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置</li> </ul> </div> <div data-bbox="1418 928 1668 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>施設敷地緊急 事態段階</p> </div> <div data-bbox="1685 928 2576 1465" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【災害の発生に備えた警戒体制を整え、緊急時モニタリングを開始するとともに、PAZ内の避難準備やより時間を必要とする住民等の避難等を行う時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部及び現地災害対策本部の設置</li> <li>・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・緊急時モニタリングの開始</li> <li>・PAZ内の避難準備、施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示等</li> <li>・自衛隊への災害派遣要請</li> <li>・知事の緊急メッセージ、住民への情報伝達、問い合わせ窓口の設置</li> <li>・専門家の派遣要請</li> </ul> </div> <div data-bbox="1418 1474 1668 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>全面緊急事態 段階 (原災法 15 条通報後)</p> </div> <div data-bbox="1685 1474 2576 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【緊急事態宣言に備え、避難等の準備をする時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態発生の関係機関等への連絡</li> <li>・施設敷地緊急事態発生後の情報収集活動、応急対策活動情報、被害情報等の連絡</li> <li>・防災資機材の調達</li> <li>・学校の避難準備</li> <li>・専門家の派遣要請</li> </ul> </div>	<p>体制変更に伴う修正</p>



頁	現行				修正案				備考
	第5章 複合災害対策				第5章 複合災害対策				
	第3節 災害応急対策計画				第3節 災害応急対策計画				
108	(略)				(略)				組織改正に伴う修正
	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	対策部 対策部長	対策部長の 担当事務	左の主な内容	関係(対応)課等	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	地域交流対 策部 ●地域交流 部副部長	港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾(漁港含む。)施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> <li>危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること</li> </ul>	農山漁村課 港湾課	地域交流対 策部 ●地域交流 部副部長	港湾・漁港対 策 ◇港湾課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾(漁港含む。)施設関係の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>港湾海岸、漁港海岸等の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>緊急輸送における港湾の使用に関すること</li> <li>危険箇所への立ち入り禁止区域の設定及び安全管理に関すること</li> </ul>	港湾課 水産課	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
109	県民環境対 策部 ●県民環境 部長	緊急モニタリ ング本部 ◇環境センタ ー所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施計画に関すること</li> <li>緊急時モニタリングの実施に関すること</li> <li>緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること</li> <li>モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること</li> </ul>	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山漁村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要 員は県民環境部 各課、各保健福 祉事務所及び衛 生薬業センター から派遣	県民環境対 策部 ●県民環境 部長	緊急モニタリ ング本部 ◇環境センタ ー所長	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの実施計画に関すること</li> <li>緊急時モニタリングの実施に関すること</li> <li>緊急時モニタリング要員等の派遣要請に関すること</li> <li>モニタリング結果の関係機関への情報提供及び公表に関すること</li> </ul>	環境センター 生活衛生課 農産経営課 園芸農産課 水産課 林業課 農山村課 農地整備課 ほか ※モニタリング要 員は県民環境部 各課、各保健福 祉事務所及び衛 生薬業センター から派遣	組織改正に伴う修正
	放射性物質等 による汚染対 策 ◇県民環境部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること</li> <li>放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること</li> <li>稲わら・飼料の流通に関すること</li> <li>森林の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること</li> </ul>	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山漁村課 農地整備課	放射性物質等 による汚染対 策 ◇県民環境部 副部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による汚染の除去及び除染に関する総括に関すること</li> <li>放射性物質の付着した廃棄物の処分に関すること</li> <li>稲わら・飼料の流通に関すること</li> <li>森林の放射性物質による汚染対策に関すること</li> <li>林産物や特用林産物の放射性物質による汚染対策に関すること</li> </ul>	循環型社会推進課 生活衛生課 畜産課 林業課 下水道課 農山村課 農地整備課	組織改正に伴う修正		

頁	現行				修正案				備考	
110			<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染された上下水道汚泥の対策に関する事</li> <li>農地の放射性物質による汚染対策に関する事</li> <li>住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関する事</li> <li>その他の放射性物質による汚染対策に関する事</li> </ul>	森林整備課 ほか			<ul style="list-style-type: none"> <li>汚染された上下水道汚泥の対策に関する事</li> <li>農地の放射性物質による汚染対策に関する事</li> <li>住宅（地）の放射性物質による汚染対策に関する事</li> <li>その他の放射性物質による汚染対策に関する事</li> </ul>	森林整備課 ほか	国基本計画修正に伴う追記	
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	健康福祉対策部	(略)	(略)	(略)	健康福祉政策課 医務課	健康福祉対策部	(略)	(略)		(略)
	●健康福祉部長 (正)	保健医療活動の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置他、保健医療活動の総合調整に関する事</li> </ul>	健康福祉政策課 医務課	●健康福祉部長 (正)	保健医療福祉活動の総合調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療福祉調整本部の設置他、保健医療福祉活動の総合調整に関する事</li> </ul>	健康福祉政策課 医務課		
	●男女参画・子ども局長 (副)	◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関する事</li> <li>被ばく医療に関する事</li> <li>入院患者の避難に関する事</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関する事</li> <li>住民の健康管理に関する事</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査・管理に関する事</li> <li>安定ヨウ素剤の服用に関する事</li> </ul>	国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課	●男女参画・子ども局長 (副)	◇医療統括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）等他都道府県への支援チームの派遣要請、外部からの保健医療福祉に関する支援者（医療等ボランティアを含む）に関する事</li> <li>被ばく医療に関する事</li> <li>入院患者の避難に関する事</li> <li>住民等の避難退域時検査・簡易除染等に関する事</li> <li>住民の健康管理に関する事</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査・管理に関する事</li> <li>安定ヨウ素剤の服用に関する事</li> </ul>	国民健康保険課 薬務課 生活衛生課 社会福祉課 長寿社会課 障害福祉課 子ども家庭課		
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	農林水産対策部	(略)	(略)	(略)	農地整備課 農山漁村課	農林水産対策部	(略)	(略)		(略)
	●農林水産部長	農地、農業用施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> </ul>	農地整備課 農山漁村課	●農林水産部長	農地、農業用施設対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地・農業用施設の被害調査及び災害対策に関する事</li> </ul>	農地整備課 農山村課		
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)			
116	文教対策部	文教対策全般の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事</li> </ul>	法務私学課 教育総務課	文教対策部	文教対策全般の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策部内の被害状況のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事</li> </ul>	法務私学課 教育総務課	役職変更に伴う修正	
	●教育長	◇教育危機管理・広報総括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の生徒等の避難の総合調整に関する事</li> <li>学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事</li> <li>学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事</li> </ul>	(避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課	●教育長	◇教育危機管理・広報総括監	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の生徒等の避難の総合調整に関する事</li> <li>学校の対応状況についての報道機関への情報提供に関する事</li> <li>学校に避難所を開設することの協力・調整に関する事</li> </ul>	(避難所協力) 教職員課 教育振興課 学校教育課		
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
	対策部内の支援（その他の課等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策部内の応援に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※教育庁の各課は、文教対策部内での応援を基本</li> </ul>	教育総務課	対策部内の支援（その他の課等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策部内の応援に関する事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※教育委員会事務局の各課は、文教対策部内での応援を基本</li> </ul>	教育総務課	体制変更に伴う修正	

【注意】 頁番号は R5. 3. 27 更新の佐賀県地域防災計画に基づく。【凡例】 白ほか : R5. 12. 18 意見照会時掲載修正箇所 緑ハッチク : 意見照会後の御意見に基づく追加修正・再修正箇所、事務局で追加した修正・削除箇所

頁	現行				修正案				備考
		◇教育総務課 長				◇教育総務課 長			
		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	(略)				(略)				